

議会
だより

第4回下條村議会定例会 下條村暴力団排除条例の制定・可決

会期 12月9日から
12月16日まで

平成23年第4回下條村議会定例会は、12月9日に召集され、16日までの8日間の会期で行われました。一般質問、条例改正1件、補正予算2件、その他の案件1件、陳情1件、意見書1件、報告1件が提出され、審議の結果5件が可決されました。

- ▼一般質問は五氏より
初日に行われた一般質問は、次のとおりです。
 - 合併浄化槽の修理に対する補助に ついて 小池昌人
 - 平成二十四年度当初予算について 村松 積
 - 落ち葉のセシウム対策について
 - 住宅のリフォーム等の工事費補助制度について
 - 環太平洋連携協定(TPP)交渉参加の方針について 金田憲治
 - 東日本大震災支援について
 - 三種ワクチン接種・妊婦健診への補助事業継続について 申原寛治
 - 村による土地買収について 福嶋利治
- (二) 一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます。

- ▼条例の改正
●下條村公告式条例の一部を改正する条例について
 - 村の条例の公布の告知行為の揭示場所として、現在、役場・陽阜・粒良脇・親田の四箇所あり、これは昭和二十五年にこの条例が制定されて以来のもので、当時は、村民への情報提供手段として、これ以外にはなく、近年の情報化の進展に伴い役場前一箇所とする改正案が可決されました。
 - ▼条例の制定
●下條村暴力団排除条例の制定について
- 反社会勢力とみられる暴力団の排除に関する施策の基本条項及び青少年の健全育成等の措置を定めることにより暴力団の排除を推進し、住民の安全で平穏な生活の確保を目的とする制定案が可決されました。
- ▼補正予算
●一般会計(第三号)
一千九百万円増額
 - 歳入の増額の主なものは地方交付税、災害復旧費補助金、緊急雇用県補助金で歳出の増額の主なものは映像配信システム更新事業、CATV伝送路修繕費、個人住民税申告相談システム改修、保育料徴収システム改修、大井井水先線整備重機借上料、緊急雇用創出事業、道路改良工事補助、太陽光発電設備設置件数増に伴う補助金、中学校中間教室通級者負担金、小学校キユー・ビクル配線改修、災害復旧費・農林水産復旧費で、総額二十二億七千万円となりました。
 - 国民健康保険特別会計(第二号)
一千八十一万三千円増額
 - 歳入の増額の主なものは基金取崩しで、歳出の増額の主なものは退職者国保該当者分療養給付費、高額医療費、特定健診事業費で、総額三億六千三百二十三万二千円となりました。
 - ▼陳情
●介護職員処遇改善交付金の継続を求める陳情について 採択
 - 意見書
一件の意見書が提出され、採択されました。
 - 報告
●介護職員待遇改善交付金の継続を求める意見書
 - ▼一般質問に対する報告について
※「合併浄化槽の修理の必要なものの実態」の質問のうち四十四件とされる隔壁異常について、点検管理している二業者からの事情聴取結果

- (一) 隔壁異常について
二槽及びバッキ槽等の水位が同時に下がる」と言う報告があるが、透視度や水質に問題なし。
- ◇原因は何か
●あくまで推測であるが、隔壁と本体との接着部分かもしれないが、放流水に影響はないので、このままでは良いのではないかと、隔壁全体が壊れることがなく、処理水も総量のうち極めて少量なので、放流水には問題ない。
- ◇責任の所在は
●施工や村には責任がない。メーカー、施工者、清掃業者で原因を調査する。
- 村の今までの対応と方針
●合併浄化槽設置事業は、村の施策の一番の柱として位置づけてきた。
- オール合併浄化槽と決めた理由に地元企業の育成も一つである。
- 平成二年度から浄化槽工事に当っては、村は徹底して施工する業者等に指導や勉強会を開いてきた。
- 平成二年の最初の説明では、村もメーカーも半永久的と説明している。
- 普通の使い方をすれば問題はないが、設置から最高で二十年しか経過していない。(耐用年数は、三十年以上とされるが)
- 下條村ほど点検や第十一条法定検査をやっているところは少ない。
- 設置者でなく、施工者とメーカー等の問題であるのではないかと、原因を追究してほしい。一ヶ月ほどをめどに調査報告をされたい。
- それでもだめなら、本元のメーカーから直接話を聞きたい。
- 本体に問題があれば、村はメーカー・国交省の認可許可等の責任を解明したい。

- (二) 修理不能とされた合併浄化槽
問題について
※業者からの事情聴取結果
●平成三年に建設した村営住宅にメーカーから試験的に提供されたもので、ろ材にヤクルトの容器を使用したもので、今はこの方法はなし。保守点検記録簿では、「水質は良好でプロアの運転異常なし。」とあり、今のところ問題なし。
- (三) 県下の法定検査の不適正判定の内容及び件数について
●二十二年度末で県下に合併浄化槽六万六千四百九十七基のうち、隔壁、仕切り板及び移流管の固定状況の不適正は五人〜五十人槽で九件、五十一人槽以上で八件計十七件あること。
- (四) 汚泥引き抜き量の増について
●平成二十一年以前と平成二十二年度比較で二十二年度が極端に多い。
- ※業者からの事情聴取結果
●法的には、汚泥引き抜きは年一回となっているが、現状では、管理者の判断である。
- 引抜依頼の回数は多くなった。補助金制度が始まったことからか。汲み取りの量が多ければ間隔が長くなるので、回数が減るのでは。
- 村の方針
●引き抜き量が多い場合は、引き抜き頻度が少なくなるためクリーンセンターでの受け入れとしては、同程度になるはずだが、全体の量が増加している。
- 村全体の総処理量ばかりでなく、同じ浄化槽においても、引き抜き量が増加していることが多い。
- 総処理量を平成二十一年度以前に戻すため、一回の汲取量を再検討する。補助金も基準内で支給する。